

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]												
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 基本使用料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">(1) X i の基本使用料の適用</td> <td style="padding: 5px;"> <p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。</p> <p>(ア) そのX i が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合であって、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額パック (ケータイパックは除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していないとき。</p> <p>(イ) そのX i (ケータイパックの適用を受けていない場合に限ります。) が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合及び共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額パックのいずれかを選択していないとき。</p> <p>(ウ) そのX i が、X i カケホーダイライトプラン (ケータイ) を選択する場合であって、当社が別に定める端末設備を利用していないと当社が認めたとき。</p> <p>ウ〜チ (略)</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	基本使用料の適用		(1) X i の基本使用料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。</p> <p>(ア) そのX i が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合であって、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額パック (ケータイパックは除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していないとき。</p> <p>(イ) そのX i (ケータイパックの適用を受けていない場合に限ります。) が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合及び共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額パックのいずれかを選択していないとき。</p> <p>(ウ) そのX i が、X i カケホーダイライトプラン (ケータイ) を選択する場合であって、当社が別に定める端末設備を利用していないと当社が認めたとき。</p> <p>ウ〜チ (略)</p>	(略)	(略)	<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 基本使用料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">(1) X i の基本使用料の適用</td> <td style="padding: 5px;"> <p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。</p> <p>(ア) そのX i が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合であって、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額パック (らくらくパック及びケータイパックは除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していないとき。</p> <p>(イ) そのX i (らくらくパック又はケータイパックの適用を受けていない場合に限ります。) が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合及び共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額パックのいずれかを選択していないとき。</p> <p>(ウ) <u>そのX i が、X i カケホーダイプラン (ケータイ) 又はX i カケホーダイライトプラン (ケータイ) を選択する場合であって、らくらくパックを選択しているとき。</u></p> <p>(エ) そのX i が、X i カケホーダイライトプラン (ケータイ) を選択する場合であって、当社が別に定める端末設備を利用していないと当社が認めたとき。</p> <p>ウ〜チ (略)</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	基本使用料の適用		(1) X i の基本使用料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。</p> <p>(ア) そのX i が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合であって、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額パック (らくらくパック及びケータイパックは除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していないとき。</p> <p>(イ) そのX i (らくらくパック又はケータイパックの適用を受けていない場合に限ります。) が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合及び共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額パックのいずれかを選択していないとき。</p> <p>(ウ) <u>そのX i が、X i カケホーダイプラン (ケータイ) 又はX i カケホーダイライトプラン (ケータイ) を選択する場合であって、らくらくパックを選択しているとき。</u></p> <p>(エ) そのX i が、X i カケホーダイライトプラン (ケータイ) を選択する場合であって、当社が別に定める端末設備を利用していないと当社が認めたとき。</p> <p>ウ〜チ (略)</p>	(略)	(略)
基本使用料の適用													
(1) X i の基本使用料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。</p> <p>(ア) そのX i が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合であって、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額パック (ケータイパックは除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していないとき。</p> <p>(イ) そのX i (ケータイパックの適用を受けていない場合に限ります。) が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合及び共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額パックのいずれかを選択していないとき。</p> <p>(ウ) そのX i が、X i カケホーダイライトプラン (ケータイ) を選択する場合であって、当社が別に定める端末設備を利用していないと当社が認めたとき。</p> <p>ウ〜チ (略)</p>												
(略)	(略)												
基本使用料の適用													
(1) X i の基本使用料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。</p> <p>(ア) そのX i が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合であって、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額パック (らくらくパック及びケータイパックは除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していないとき。</p> <p>(イ) そのX i (らくらくパック又はケータイパックの適用を受けていない場合に限ります。) が、X i カケホーダイライトプランを選択する場合及び共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額パックのいずれかを選択していないとき。</p> <p>(ウ) <u>そのX i が、X i カケホーダイプラン (ケータイ) 又はX i カケホーダイライトプラン (ケータイ) を選択する場合であって、らくらくパックを選択しているとき。</u></p> <p>(エ) そのX i が、X i カケホーダイライトプラン (ケータイ) を選択する場合であって、当社が別に定める端末設備を利用していないと当社が認めたとき。</p> <p>ウ〜チ (略)</p>												
(略)	(略)												

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用															
(略)	(略)														
(8)の2 データ通信モードの 定額通信料の適用等	<p>ア X i 契約者は、定額通信に係る取扱い（ア）に規定する定額通信料を支払った場合に、X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。）に代えて、その定額通信料を適用する取扱いをいいます。）又は二段階定額通信に係る取扱い（（イ）の①に規定する定額通信料を支払った場合に、データ通信モードによる通信の一部に関する料金について、（イ）の②の規定により算定した額を適用する取扱いをいいます。）を選択することができます。この場合において、データ定額バック（定額通信に係る取扱い及び二段階定額通信に係る取扱いを総称したものをいいます。以下同じとします。）には次の（ア）及び（イ）に規定する区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>（ア）定額通信に係るもの</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定額通信料 (月額)</th> <th>定額上限データ量</th> <th>上限回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ）（略）</p> <p>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、データ定額バックを選択することができません。</p> <p>（ア）～（イ）（略）</p> <p>（ウ）（略）</p> <p>ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック又はケータイパック（以下この欄及び（8）の3において「シングルパック等」といいます。）のいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのシングルパック等の定額通信料、アの（イ）に係るデータ通信料、二及び三に規定する月間累計額の支払いを要しません。</p> <p>エ データ定額バックを選択している契約者は、アに規定する区分の変更を行うことができます。こ</p>	区分	定額通信料 (月額)	定額上限データ量	上限回線数					(略)	(略)	(略)	(略)		
区分	定額通信料 (月額)	定額上限データ量	上限回線数												
(略)	(略)	(略)	(略)												

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用															
(略)	(略)														
(8)の2 データ通信モードの 定額通信料の適用等	<p>ア X i 契約者は、定額通信に係る取扱い（ア）に規定する定額通信料を支払った場合に、X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。）に代えて、その定額通信料を適用する取扱いをいいます。）又は二段階定額通信に係る取扱い（（イ）の①に規定する定額通信料を支払った場合に、データ通信モードによる通信の一部に関する料金について、（イ）の②の規定により算定した額を適用する取扱いをいいます。）を選択することができます。この場合において、データ定額バック（定額通信に係る取扱い及び二段階定額通信に係る取扱いを総称したものをいいます。以下同じとします。）には次の（ア）及び（イ）に規定する区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>（ア）定額通信に係るもの</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定額通信料 (月額)</th> <th>定額上限データ量</th> <th>上限回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>らくらくバック</td> <td>2,000 円 (2,160 円)</td> <td>200MB</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ）（略）</p> <p>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、データ定額バックを選択することができません。</p> <p>（ア）～（イ）（略）</p> <p>（ウ）らくらくバックを選択する場合であって、s pモード機能の提供を受けていないとき。</p> <p>（エ）らくらくバックを選択する場合であって、基本使用料の料金種別がX i カケホダイプラン（ケータイ）又はX i カケホダイライトプラン（ケータイ）を選択しているとき。</p> <p>（オ）（略）</p> <p>ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック、らくらくバック又はケータイパック（以下この欄及び（8）の3において「シングルパック等」といいます。）のいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのシングルパック等の定額通信料、アの（イ）に係るデータ通信料、ネ及び六に規定する月間累計額の支払いを要しません。</p> <p>エ データ定額バックを選択している契約者は、アに規定する区分の変更を行うことができます。こ</p>	区分	定額通信料 (月額)	定額上限データ量	上限回線数	らくらくバック	2,000 円 (2,160 円)	200MB	二	(略)	(略)	(略)	(略)		
区分	定額通信料 (月額)	定額上限データ量	上限回線数												
らくらくバック	2,000 円 (2,160 円)	200MB	二												
(略)	(略)	(略)	(略)												

	<p>の場合において、変更後の区分は、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>オ～サ (略)</p> <p>シ 当社は、データ定額パックの適用を受けているX i の累計課金対象データ量が、その契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量(ク、(8)の3のヌ若しくは当該契約約款の規定により加算された1GBの合計のデータ量(以下この欄及び(8)の3において「付与データ量」といいます。)、指定追加データ量、追加データ量又はチ若しくはツの規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量、指定追加データ量、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。)を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間(コに規定する申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間)、そのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱い(以下この欄及び(8)の3において「128k通信」といいます。)を適用します。</p> <p>ス シの規定により128k通信の適用を受けているX i が行った通信に係る課金対象データについては、第47条(通信時間等の測定等)の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。</p> <p>セ 当社は、データ定額パックを選択している契約者からケ又はコに規定する申出があった場合であって、当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量(付与データ量又はチ若しくはツの規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。)を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量(シの規定により128k通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。)について、次表に規定する額を適用します。</p> <p>表 (略)</p> <p>ソ ア又はナに規定する定額通信料については日割しません。</p> <p>ただし、X i を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、X i の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>タ ソの規定にかかわらず、料金月の初日以外にX i 契約の締結(当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)と同時にデータ定額パックの選択があったときは、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若しくは区分の変更又は(8)の3に規定する共有代表回線の変更があったときはこの限りではありません。</p> <p>チ 当社は、データ定額パック(データSパック(小容量)及びケータイパックを除きます。)の適用を受けているX i に係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定</p>		<p>の場合において、変更後の区分は、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>ただし、らくらくパックを選択している契約者が、区分の変更を行うときは、その申出のあった日から変更後の区分を適用します。</p> <p>オ～サ (略)</p> <p>シ 当社は、らくらくパックを選択している契約者が、ケ又はコに規定する申出を行った後、アに規定する区分の変更を行ったときは、その申出の取消しがあったものとみなして取り扱います。</p> <p>ス 当社は、データ定額パックの適用を受けているX i の累計課金対象データ量が、その契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量(ク、(8)の3のヌ若しくは当該契約約款の規定により加算された1GBの合計のデータ量(以下この欄及び(8)の3において「付与データ量」といいます。)、指定追加データ量、追加データ量又はツ若しくはテの規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量、指定追加データ量、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。)を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間(コに規定する申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間)、そのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱い(以下この欄及び(8)の3において「128k通信」といいます。)を適用します。</p> <p>セ スの規定により128k通信の適用を受けているX i が行った通信に係る課金対象データについては、第47条(通信時間等の測定等)の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。</p> <p>ソ 当社は、データ定額パックを選択している契約者からケ又はコに規定する申出があった場合であって、当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量(付与データ量又はツ若しくはテの規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。)を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量(スの規定により128k通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。)について、次表に規定する額を適用します。</p> <p>表 (略)</p> <p>タ ア又はコに規定する定額通信料については日割しません。</p> <p>ただし、X i を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、X i の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>チ タの規定にかかわらず、料金月の初日以外にX i 契約の締結(当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)と同時にデータ定額パックの選択があったときは、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若しくは区分の変更又は(8)の3に規定する共有代表回線の変更があったときはこの限りではありません。</p> <p>ツ 当社は、データ定額パック(らくらくパック、データSパック(小容量)及びケータイパックを除きます。)の適用を受けているX i に係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そ</p>
--	--	--	---

	<p>額パックに係る定額上限データ量に満たないときは、その定額上限データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量（1GBに満たない部分を除きます。）を繰越データ量としてシ及びセの規定を適用します。</p> <p>ただし、その翌料金月においてデータ定額パックに係る区分の変更があったとき又は当該料金月若しくは翌料金月において(8)の3に規定するデータ定額共有の選択若しくは廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>ツ 当社は、データ定額パックの適用を受けているX iに係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量に付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量を超える場合であって、その定額上限データ量に付与データ量、指定追加データ量（セに規定する定額通信料の適用を受ける部分に限ります。）、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量（以下この欄において「加算後データ量」といいます。）に満たないときは、加算後データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量を繰越データ量としてシ及びセの規定を適用します。</p> <p>テ 当社は、データ定額パックを選択している契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額パックを廃止します。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(オ) (略)</p> <p>ト (略)</p> <p>ナ 契約者は、トに規定する申出を行った場合は、次表に定める定額通信料の支払いを要しません。</p> <p>表 (略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>ヌ ア及びニの規定にかかわらず、ケータイパックの適用を受けているX i契約者回線に、当社が定める端末設備以外が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月のデータ通信モードに係る通信（ケータイパックの適用を受けている期間に限ります。）に関する料金については、4,200円をその月間累計額とみなして取扱います。</p>		<p>のデータ定額パックに係る定額上限データ量に満たないときは、その定額上限データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量（1GBに満たない部分を除きます。）を繰越データ量としてス及びソの規定を適用します。</p> <p>ただし、その翌料金月においてデータ定額パックに係る区分の変更があったとき又は当該料金月若しくは翌料金月において(8)の3に規定するデータ定額共有の選択若しくは廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>テ 当社は、データ定額パックの適用を受けているX iに係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量に付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量を超える場合であって、その定額上限データ量に付与データ量、指定追加データ量（ソに規定する定額通信料の適用を受ける部分に限ります。）、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量（以下この欄において「加算後データ量」といいます。）に満たないときは、加算後データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量を繰越データ量としてス及びソの規定を適用します。</p> <p>ト 当社は、データ定額パックを選択している契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額パックを廃止します。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) らくらくパックを選択している場合であって、s pモード機能を廃止したとき。</p> <p>(オ) (略)</p> <p>ナ (略)</p> <p>ニ 契約者は、ナに規定する申出を行った場合は、次表に定める定額通信料の支払いを要しません。</p> <p>表 (略)</p> <p>ヌ (略)</p> <p>ネ ア及びヌの規定にかかわらず、ケータイパックの適用を受けているX i契約者回線に、当社が定める端末設備以外が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月のデータ通信モードに係る通信（ケータイパックの適用を受けている期間に限ります。）に関する料金については、4,200円をその月間累計額とみなして取扱います。</p>
(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有	<p>ア データ定額パック（ケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。）を選択している契約者は、イに規定するデータ定額共有を選択することができます。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>キ カの規定により選択したシングルパック等の定額通信料、(8)の2のアの(イ)に係るデータ通信料、(8)の2のニ及び(8)の2のヌに規定する月間累計額については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。</p> <p>ク～ヌ (略)</p> <p>ネ 当社は、共有代表回線の契約者から請求があったときは、(8)の2のア及びソ並びに本欄のサ及びシの規定により適用する定額通信料（(8)の4に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引の適用又は(9)に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の割引の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額）並びにチの規定により適用するX iデータ通信料の合算額に係る債務を、共有代表回線及び共有対象回線（X iコピキタス及びF O M A コピキタスに係るものを除きます。）の数に応じて、当社が定める方法に</p>	(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有	<p>ア データ定額パック（らくらくパック及びケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。）を選択している契約者は、イに規定するデータ定額共有を選択することができます。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>キ カの規定により選択したシングルパック等の定額通信料、(8)の2のアの(イ)に係るデータ通信料、(8)の2のヌ及び(8)の2のネに規定する月間累計額については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。</p> <p>ク～ヌ (略)</p> <p>ネ 当社は、共有代表回線の契約者から請求があったときは、(8)の2のア及びタ並びに本欄のサ及びシの規定により適用する定額通信料（(8)の4に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引の適用又は(9)に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の割引の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額）並びにチの規定により適用するX iデータ通信料の合算額に係る債務を、共有代表回線及び共有対象回線（X iコピキタス及びF O M A コピキタスに係るものを除きます。）の数に応じて、当社が定める方法に</p>

	<p>より均等に分割して請求（以下この欄において「分割請求」といいます。）します。 ノ（略）</p>		<p>より均等に分割して請求（以下この欄において「分割請求」といいます。）します。 ノ（略）</p>																																	
<p>(8)の4 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割）の適用</p>	<p>ア 当社は、データ定額パック（ケータイパックを除きます。）の適用を受けているX iに係る定額通信料について、当該料金月のそのX i契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。</p> <p>ただし、契約者が第20条の2（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア)（略） (イ) シングルパックに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="416 391 1088 719"> <thead> <tr> <th rowspan="2">経過期間</th> <th colspan="2">定額料の減額（月額）</th> </tr> <tr> <th>データSパック（小容量）</th> <th>（略）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48か月超え96か月まで</td> <td>－</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>96か月超え120か月まで</td> <td>－</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>120か月超え180か月まで</td> <td>－</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>180か月超</td> <td>600円</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ（略） オ (8)の2のヌ及び(8)の2のネの規定にかかわらず、当社は、データ定額パック（ケータイパックに係るものに限り、）の適用を受けているX i（経過期間が180か月を超えている場合に限り、）の契約者回線から行ったデータ通信モードに係る通信に関する料金については、その月間累計額が3,900円を超える場合は、3,900円をその月間累計額とみなして取り扱います。</p> <p>ただし、契約者が第20条の2（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。</p>	経過期間	定額料の減額（月額）		データSパック（小容量）	（略）	48か月超え96か月まで	－	（略）	96か月超え120か月まで	－	（略）	120か月超え180か月まで	－	（略）	180か月超	600円	（略）	<p>(8)の4 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割）の適用</p> <p>ア 当社は、データ定額パック（ケータイパックを除きます。）の適用を受けているX iに係る定額通信料について、当該料金月のそのX i契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。</p> <p>ただし、契約者が第20条の2（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア)（略） (イ) シングルパック又はらくらくパックに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1447 391 2119 719"> <thead> <tr> <th rowspan="2">経過期間</th> <th colspan="2">定額料の減額（月額）</th> </tr> <tr> <th>データSパック（小容量）又はらくらくパック</th> <th>（略）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48か月超え96か月まで</td> <td>－</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>96か月超え120か月まで</td> <td>－</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>120か月超え180か月まで</td> <td>－</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>180か月超</td> <td>600円</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ（略） オ (8)の2のネ及び(8)の2のノの規定にかかわらず、当社は、データ定額パック（ケータイパックに係るものに限り、）の適用を受けているX i（経過期間が180か月を超えている場合に限り、）の契約者回線から行ったデータ通信モードに係る通信に関する料金については、その月間累計額が3,900円を超える場合は、3,900円をその月間累計額とみなして取り扱います。</p> <p>ただし、契約者が第20条の2（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。</p>	経過期間	定額料の減額（月額）		データSパック（小容量）又はらくらくパック	（略）	48か月超え96か月まで	－	（略）	96か月超え120か月まで	－	（略）	120か月超え180か月まで	－	（略）	180か月超	600円	（略）
経過期間	定額料の減額（月額）																																			
	データSパック（小容量）	（略）																																		
48か月超え96か月まで	－	（略）																																		
96か月超え120か月まで	－	（略）																																		
120か月超え180か月まで	－	（略）																																		
180か月超	600円	（略）																																		
経過期間	定額料の減額（月額）																																			
	データSパック（小容量）又はらくらくパック	（略）																																		
48か月超え96か月まで	－	（略）																																		
96か月超え120か月まで	－	（略）																																		
120か月超え180か月まで	－	（略）																																		
180か月超	600円	（略）																																		
<p>(8)の5 特定X i等におけるデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引（光複数割）の適用</p>	<p>ア 当社は、1の共有回線群（(8)の3に規定するものをいいます。）に係る特定X i等（IP通信網サービス契約約款に定めるものをいい、特定X i等に係るIP通信網契約の契約者回線の基本料の料金種別がドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西の場合を除きます。以下この欄において同じとします。）の数が2以上あるときは、2を超える特定X i等の数1ごとに、次表に定める割引額をその特定X i等に係る共有回線群のデータ定額パック（(8)の2に規定するものをいい、シングルパック及びケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の定額通信料に適用します。</p> <p>ただし、その定額通信料が、(8)の4のアに定める定額通信料の月極割引の適用額、(9)のアに定める定額通信料の割引額及びアに定める定額通信料の割引額の合計額に満たないときは、その額を控除した額を適用します。</p> <p>表（略）</p>	<p>(8)の5 特定X i等におけるデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引（光複数割）の適用</p> <p>ア 当社は、1の共有回線群（(8)の3に規定するものをいいます。）に係る特定X i等（IP通信網サービス契約約款に定めるものをいい、特定X i等に係るIP通信網契約の契約者回線の基本料の料金種別がドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西の場合を除きます。以下この欄において同じとします。）の数が2以上あるときは、2を超える特定X i等の数1ごとに、次表に定める割引額をその特定X i等に係る共有回線群のデータ定額パック（(8)の2に規定するものをいい、らくらくパック、シングルパック及びケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の定額通信料に適用します。</p> <p>ただし、その定額通信料が、(8)の4のアに定める定額通信料の月極割引の適用額、(9)のアに定める定額通信料の割引額及びアに定める定額通信料の割引額の合計額に満たないときは、その額を控除した額を適用します。</p> <p>表（略）</p>																																		

	イ〜ウ (略)
(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用	<p>ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(8)の2に規定するものをいい、データSパック及びケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているX i が、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するX i が特定X i 等（I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定X i 等に係るI P通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、I P通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。</p> <p>ただし、本割引は、1の対象契約につき1のX i 又はF O M Aに限り適用します。</p> <p>表 (略) イ〜キ (略)</p>
(略)	(略)

2 (略)

第4〜第7 (略)

第2表〜第5表 (略)

第6表 番号案内料等

1 (略)

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 250 円 (税込額 270 円)
(略)	(略)	(略)

別表1 (略)

	イ〜ウ (略)
(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用	<p>ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(8)の2に規定するものをいい、<u>らくらくパック</u>、データSパック及びケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているX i が、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するX i が特定X i 等（I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定X i 等に係るI P通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、I P通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。</p> <p>ただし、本割引は、1の対象契約につき1のX i 又はF O M Aに限り適用します。</p> <p>表 (略) イ〜キ (略)</p>
(略)	(略)

2 (略)

第4〜第7 (略)

第2表〜第5表 (略)

第6表 番号案内料等

1 (略)

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 200 円 (税込額 216 円)
(略)	(略)	(略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～29 (略)	(略)
<p>30 遠隔管理機能 (あんしんマネージャー)</p> <p>(1) 基本機能</p> <p>当社のインターネットホームページ等から、次のア又はイに定める機能のうち、契約者が選択した機能に係る操作を行うことができる機能をいいます。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ この機能を利用している契約者 (タイプ B を選択している者に限ります。) は、次に定める機能を利用することができます。</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p><u>(ク) 位置情報探索機能</u></p> <p>契約者回線に接続されている端末設備 (当社が別に定めるものに限ります。) の位置情報 (その端末設備の所在に係る緯度及び経度等の情報) を受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>ウ この機能を利用している契約者 (タイプ C を選択している者に限ります。) は、次に定める機能を利用することができます。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p><u>(カ) 位置情報探索機能</u></p> <p>契約者回線に接続されている端末設備 (当社が別に定めるものに限ります。) の位置情報 (その端末設備の所在に係る緯度及び経度等の情報) を受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1)～(20) (略)</p> <p>(注) (略)</p>

別表3～別表7 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～29 (略)	(略)
<p>30 遠隔管理機能 (あんしんマネージャー)</p> <p>(1) 基本機能</p> <p>当社のインターネットホームページ等から、次のア又はイに定める機能のうち、契約者が選択した機能に係る操作を行うことができる機能をいいます。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ この機能を利用している契約者 (タイプ B を選択している者に限ります。) は、次に定める機能を利用することができます。</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>ウ この機能を利用している契約者 (タイプ C を選択している者に限ります。) は、次に定める機能を利用することができます。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1)～(20) (略)</p> <p>(注) (略)</p>

別表3～別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ケニア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Telkom Kenya Limited	7	-	A ● III	○	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 5 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ケニア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Telkom Kenya Limited	△7	-	△A △● △III	△	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 4 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

附 則（平成 29 年 3 月 24 日経企第 1896 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、遠隔管理機能に関する部分は、平成 29 年 3 月 31 日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（らくらくパックに関する経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているデータ定額パックに係るらくらくパック（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

（1）らくらくパックに関する定額通信料については、次表のとおりとします。

1 契約ごとに

区分	定額通信料 (月額)	定額上限データ量	上限回線数
らくらくパック	2,000 円 (2,160 円)	200M B	二

（2）F O M A 契約（らくらくパックに係るものに限ります。）の解除と同時に新たに X i 契約を締結したときは、データ S パック（小容量）を選択したものとみなして取扱います。

ただし、その契約者から、他のシングルパック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。

（3）（1）及び（2）以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（その他）

4 経企第 1427 号（平成 27 年 11 月 20 日）の附則第 3 項を次のように改めます。

3 削除

5 経企第 1240 号（平成 28 年 11 月 22 日）の附則第 2 項中「平成 29 年 3 月 31 日」を「平成 29 年 9 月 30 日」に改めます。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																																								
<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 通信料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">通 信 料 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">(1) 通信の条件</td> <td>ア～ネ (略) ノ らくらくパケ・ホーダイ ((7)の 2 に規定するものをいいます。以下同じとします。) の適用を受けている F O M A の契約者回線との間のパケット通信モードによる通信は、別表 2 に規定する sp モード機能の利用に係る通信に限り、行うことができます。 ハ～ヒ (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7)の 3 第 2 種契約に係るパケット通信モードに係る定額通信料の適用等</td> <td>ア 第 2 種契約者 (限定利用プランに係る契約者を除きます。以下この欄において同じとします。) は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、F O M A サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。) に関する料金について、その月間累計額 (料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。) に代えて、その定額通信料を適用する取扱い (以下「データ定額パック」といいます。) を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか 1 つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 <div style="text-align: right;">1 契約ごとに</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 25%;">定額通信料 (月額)</th> <th style="width: 25%;">定額上限データ量</th> <th style="width: 25%;">上限回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、データ定額パックを選択することができません。 (ア)～(イ) (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	通 信 料 の 適 用		(1) 通信の条件	ア～ネ (略) ノ らくらくパケ・ホーダイ ((7)の 2 に規定するものをいいます。以下同じとします。) の適用を受けている F O M A の契約者回線との間のパケット通信モードによる通信は、別表 2 に規定する sp モード機能の利用に係る通信に限り、行うことができます。 ハ～ヒ (略)	(略)	(略)	(7)の 3 第 2 種契約に係るパケット通信モードに係る定額通信料の適用等	ア 第 2 種契約者 (限定利用プランに係る契約者を除きます。以下この欄において同じとします。) は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、F O M A サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。) に関する料金について、その月間累計額 (料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。) に代えて、その定額通信料を適用する取扱い (以下「データ定額パック」といいます。) を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか 1 つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 <div style="text-align: right;">1 契約ごとに</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 25%;">定額通信料 (月額)</th> <th style="width: 25%;">定額上限データ量</th> <th style="width: 25%;">上限回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、データ定額パックを選択することができません。 (ア)～(イ) (略)</p>	区分	定額通信料 (月額)	定額上限データ量	上限回線数					(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 通信料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">通 信 料 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">(略)</td> <td>ア～ネ (略) ノ らくらくパケ・ホーダイ ((7)の 2 に規定するものをいいます。以下同じとします。) 又はらくらくパック ((7)の 3 に規定するものをいいます。以下同じとします。) の適用を受けている F O M A の契約者回線との間のパケット通信モードによる通信は、別表 2 に規定する sp モード機能の利用に係る通信に限り、行うことができます。 ハ～ヒ (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7)の 3 第 2 種契約に係るパケット通信モードに係る定額通信料の適用等</td> <td>ア 第 2 種契約者 (限定利用プランに係る契約者を除きます。以下この欄において同じとします。) は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、F O M A サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。) に関する料金について、その月間累計額 (料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。) に代えて、その定額通信料を適用する取扱い (以下「データ定額パック」といいます。) を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか 1 つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 <div style="text-align: right;">1 契約ごとに</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 25%;">定額通信料 (月額)</th> <th style="width: 25%;">定額上限データ量</th> <th style="width: 25%;">上限回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>らくらくパック</td> <td style="text-align: center;">2,000 円 (2,160 円)</td> <td style="text-align: center;">200 M B</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、データ定額パックを選択することができません。 (ア)～(イ) (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	通 信 料 の 適 用		(略)	ア～ネ (略) ノ らくらくパケ・ホーダイ ((7)の 2 に規定するものをいいます。以下同じとします。) 又はらくらくパック ((7)の 3 に規定するものをいいます。以下同じとします。) の適用を受けている F O M A の契約者回線との間のパケット通信モードによる通信は、別表 2 に規定する sp モード機能の利用に係る通信に限り、行うことができます。 ハ～ヒ (略)	(略)	(略)	(7)の 3 第 2 種契約に係るパケット通信モードに係る定額通信料の適用等	ア 第 2 種契約者 (限定利用プランに係る契約者を除きます。以下この欄において同じとします。) は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、F O M A サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。) に関する料金について、その月間累計額 (料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。) に代えて、その定額通信料を適用する取扱い (以下「データ定額パック」といいます。) を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか 1 つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 <div style="text-align: right;">1 契約ごとに</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 25%;">定額通信料 (月額)</th> <th style="width: 25%;">定額上限データ量</th> <th style="width: 25%;">上限回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>らくらくパック</td> <td style="text-align: center;">2,000 円 (2,160 円)</td> <td style="text-align: center;">200 M B</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、データ定額パックを選択することができません。 (ア)～(イ) (略)</p>	区分	定額通信料 (月額)	定額上限データ量	上限回線数	らくらくパック	2,000 円 (2,160 円)	200 M B	—	(略)	(略)	(略)	(略)
通 信 料 の 適 用																																									
(1) 通信の条件	ア～ネ (略) ノ らくらくパケ・ホーダイ ((7)の 2 に規定するものをいいます。以下同じとします。) の適用を受けている F O M A の契約者回線との間のパケット通信モードによる通信は、別表 2 に規定する sp モード機能の利用に係る通信に限り、行うことができます。 ハ～ヒ (略)																																								
(略)	(略)																																								
(7)の 3 第 2 種契約に係るパケット通信モードに係る定額通信料の適用等	ア 第 2 種契約者 (限定利用プランに係る契約者を除きます。以下この欄において同じとします。) は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、F O M A サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。) に関する料金について、その月間累計額 (料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。) に代えて、その定額通信料を適用する取扱い (以下「データ定額パック」といいます。) を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか 1 つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 <div style="text-align: right;">1 契約ごとに</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 25%;">定額通信料 (月額)</th> <th style="width: 25%;">定額上限データ量</th> <th style="width: 25%;">上限回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、データ定額パックを選択することができません。 (ア)～(イ) (略)</p>	区分	定額通信料 (月額)	定額上限データ量	上限回線数					(略)	(略)	(略)	(略)																												
区分	定額通信料 (月額)	定額上限データ量	上限回線数																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																						
通 信 料 の 適 用																																									
(略)	ア～ネ (略) ノ らくらくパケ・ホーダイ ((7)の 2 に規定するものをいいます。以下同じとします。) 又はらくらくパック ((7)の 3 に規定するものをいいます。以下同じとします。) の適用を受けている F O M A の契約者回線との間のパケット通信モードによる通信は、別表 2 に規定する sp モード機能の利用に係る通信に限り、行うことができます。 ハ～ヒ (略)																																								
(略)	(略)																																								
(7)の 3 第 2 種契約に係るパケット通信モードに係る定額通信料の適用等	ア 第 2 種契約者 (限定利用プランに係る契約者を除きます。以下この欄において同じとします。) は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、F O M A サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。) に関する料金について、その月間累計額 (料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。) に代えて、その定額通信料を適用する取扱い (以下「データ定額パック」といいます。) を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか 1 つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 <div style="text-align: right;">1 契約ごとに</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 25%;">定額通信料 (月額)</th> <th style="width: 25%;">定額上限データ量</th> <th style="width: 25%;">上限回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>らくらくパック</td> <td style="text-align: center;">2,000 円 (2,160 円)</td> <td style="text-align: center;">200 M B</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、データ定額パックを選択することができません。 (ア)～(イ) (略)</p>	区分	定額通信料 (月額)	定額上限データ量	上限回線数	らくらくパック	2,000 円 (2,160 円)	200 M B	—	(略)	(略)	(略)	(略)																												
区分	定額通信料 (月額)	定額上限データ量	上限回線数																																						
らくらくパック	2,000 円 (2,160 円)	200 M B	—																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																						

	<p>ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック（以下この欄及び(7)の4において「シングルパック等」といいます。）のいずれか1つを選択していただきます。この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのシングルパック等の定額通信料の支払いを要しません。</p> <p>エ データ定額パックを選択している契約者は、アに規定する区分の変更を行うことができます。この場合において、変更後の区分は、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>オ～サ（略）</p> <p>シ 当社は、データ定額パックの適用を受けているFOMAの累計課金対象データ量が、その契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量（ウ、(7)の4のセ若しくは当該契約約款の規定により加算された1GBの合計のデータ量（以下この欄及び(7)の4において「付与データ量」といいます。）、指定追加データ量、追加データ量又は子若しくはツの規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量、指定追加データ量、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間（コに規定する申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、そのFOMAの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱い（以下この欄及び(7)の4において「128k通信」といいます。）を適用します。</p> <p>ス シの規定により128k通信の適用を受けているFOMAが行った通信に係る課金対象データについては、第61条（通信時間等の測定等）の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。</p> <p>セ 当社は、データ定額パックを選択している契約者からケ又はコに規定する申出があった場合であって、当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量（付与データ量又は子若しくはツの規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量（シの規定により128k通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。）について、次表に規定する額を適用します。</p> <p>表（略）</p> <p>ソ ア又はカに規定する定額通信料については日割しません。 ただし、FOMAを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、FOMAの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>タ ソの規定にかかわらず、料金月の初日以外にFOMA契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ</p>		<p>(ウ) らくらくパックを選択する場合であって、sモード機能の提供を受けていないとき。</p> <p>ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック又はらくらくパック（以下この欄及び(7)の4において「シングルパック等」といいます。）のいずれか1つを選択していただきます。この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのシングルパック等の定額通信料の支払いを要しません。</p> <p>エ データ定額パックを選択している契約者は、アに規定する区分の変更を行うことができます。この場合において、変更後の区分は、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から適用します。 ただし、らくらくパックを選択している契約者が、区分の変更を行うときは、その申出のあった日から変更後の区分を適用します。</p> <p>オ～サ（略）</p> <p>シ 当社は、らくらくパックを選択している契約者が、ケ又はコに規定する申出を行った後、アに規定する区分の変更を行ったときは、その申出の取消しがあったものとみなして取り扱います。</p> <p>ス 当社は、データ定額パックの適用を受けているFOMAの累計課金対象データ量が、その契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量（ウ、(8)の3のセ若しくは当該契約約款の規定により加算された1GBの合計のデータ量（以下この欄及び(8)の3において「付与データ量」といいます。）、指定追加データ量、追加データ量又は子若しくはテの規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量、指定追加データ量、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間（コに規定する申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、そのFOMAの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱い（以下この欄及び(8)の3において「128k通信」といいます。）を適用します。</p> <p>セ スの規定により128k通信の適用を受けているFOMAが行った通信に係る課金対象データについては、第61条（通信時間等の測定等）の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。</p> <p>ソ 当社は、データ定額パックを選択している契約者からケ又はコに規定する申出があった場合であって、当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量（付与データ量又は子若しくはテの規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量（スの規定により128k通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。）について、次表に規定する額を適用します。</p> <p>表（略）</p> <p>タ ア又はコに規定する定額通信料については日割しません。 ただし、FOMAを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、FOMAの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>チ タの規定にかかわらず、料金月の初日以外にFOMA契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ</p>
--	--	--	--

	<p>定額パックの選択があったときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若しくは区分の変更又は(7)の4に規定する共有代表回線の変更があったときはこの限りではありません。</p> <p>チ 当社は、データ定額パック（データSパック（小容量）を除きます。）の適用を受けているFOMAに係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量に満たないときは、その定額上限データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量（1GBに満たない部分を除きます。）を繰越データ量としてシ及びセの規定を適用します。</p> <p>ただし、その翌料金月においてデータ定額パックに係る区分の変更があったとき又は当該料金月若しくは翌料金月において(7)の4に規定するデータ定額共有の選択若しくは廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>ツ 当社は、データ定額パックの適用を受けているFOMAに係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量に付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量を超える場合であって、その定額上限データ量に付与データ量、指定追加データ量（セに規定する定額通信料の適用を受ける部分に限ります。）、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量（以下この欄において「加算後データ量」といいます。）に満たないときは、加算後データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量を繰越データ量としてシ及びセの規定を適用します。</p> <p>テ 当社は、データ定額パックを選択している契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額パックを廃止します。</p> <p>(ア) 第2種契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。</p> <p>(イ) 契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 電話番号保管があったとき。</p> <p>ト (略)</p> <p>ナ 契約者は、トに規定する申出を行った場合は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。</p> <p>表 (略)</p>		<p>定額パックの選択があったときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若しくは区分の変更又は(8)の3に規定する共有代表回線の変更があったときはこの限りではありません。</p> <p>ツ 当社は、データ定額パック（らくらくパック及びデータSパック（小容量）を除きます。）の適用を受けているFOMAに係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量に満たないときは、その定額上限データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量（1GBに満たない部分を除きます。）を繰越データ量としてス及びソの規定を適用します。</p> <p>ただし、その翌料金月においてデータ定額パックに係る区分の変更があったとき又は当該料金月若しくは翌料金月において(8)の3に規定するデータ定額共有の選択若しくは廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>テ 当社は、データ定額パックの適用を受けているFOMAに係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量に付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量を超える場合であって、その定額上限データ量に付与データ量、指定追加データ量（ソに規定する定額通信料の適用を受ける部分に限ります。）、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量（以下この欄において「加算後データ量」といいます。）に満たないときは、加算後データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量を繰越データ量としてス及びソの規定を適用します。</p> <p>ト 当社は、データ定額パックを選択している契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額パックを廃止します。</p> <p>(ア) 第2種契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。</p> <p>(イ) 契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 電話番号保管があったとき。</p> <p>(エ) らくらくパックを選択している場合であって、s pモード機能を廃止したとき。</p> <p>ナ (略)</p> <p>ニ 契約者は、ナに規定する申出を行った場合は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。</p> <p>表 (略)</p>
(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るのデータ定額共有	<p>ア データ定額パックを選択している契約者は、イに規定するデータ定額共有を選択することができます。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただけます。この場合において、当社は、共有対象回線（限定利用プランに係るFOMAを除きます。）に係る契約者が、シングルパック等（(7)の3に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）を選択していないときは、合わせてデータMパックを選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルパック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。</p> <p>キ～セ (略)</p>	(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るのデータ定額共有	<p>ア データ定額パック（らくらくパックを除きます。以下この欄において同じとします。）を選択している契約者は、イに規定するデータ定額共有を選択することができます。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただけます。この場合において、当社は、共有対象回線（限定利用プランに係るFOMAを除きます。）に係る契約者が、シングルパック等（(8)の2に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）を選択していないときは、合わせてデータMパックを選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルパック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。</p> <p>キ～セ (略)</p>

	<p>ソ 当社は、共有回線群に係る累計課金対象データ量と共有対象回線に係る累計課金対象データ量の合計が、共有代表回線が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量又は指定定額上限データ量（(7)の3のク若しくは当該契約約款に規定する付加データ量を加算する取扱いの適用を受けているとき又は(7)の3の規定により繰越データ量の適用を受けているときは、その定額上限データ量又は指定定額上限データ量に付加データ量及び繰越データ量を加算したデータ量とします。）を超えたときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間（(7)の3のクの規定により1GB加算オプションの申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、その共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線について、128k通信を適用します。</p> <p>タ (略)</p> <p>チ 当社は、データ定額パックを選択している契約者が(7)の3のケ又は(7)の3のクに規定する申出があった場合であって、当該料金月における共有回線群に係る累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量（128k通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。）について、次表に規定する額を適用します。</p> <p>表 (略)</p> <p>ツ～ヌ (略)</p> <p>ネ 当社は、共有代表回線の契約者から請求があったときは、(7)の3のア及びソ並びに本欄のサ及びシの規定により適用する定額通信料（(7)の5に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引の適用又は(7)の6に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の割引の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額）及びツの規定により適用するFOMAデータ通信料の合算額に係る債務を、共有代表回線及び共有対象回線（Xiコピキタス及びFOMACoピキタスに係るものを除きます。）の数に応じて、当社が定める方法により均等に分割して請求（以下この欄において「分割請求」といいます。）します。</p> <p>ノ (略)</p>		<p>ソ 当社は、共有回線群に係る累計課金対象データ量と共有対象回線に係る累計課金対象データ量の合計が、共有代表回線が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量又は指定定額上限データ量（(7)の3のク若しくは当該契約約款に規定する付加データ量を加算する取扱いの適用を受けているとき又は(7)の3のトに規定する繰越データ量の適用を受けているときは、その定額上限データ量又は指定定額上限データ量に付加データ量及び繰越データ量を加算したデータ量とします。）を超えたときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間（(7)の3のシの規定により1GB加算オプションの申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、その共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線について、128k通信を適用します。</p> <p>タ (略)</p> <p>チ 当社は、データ定額パックを選択している契約者が(7)の3のケ又は(7)の3のシに規定する申出があった場合であって、当該料金月における共有回線群に係る累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量（128k通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。）について、次表に規定する額を適用します。</p> <p>表 (略)</p> <p>ツ～ヌ (略)</p> <p>ネ 当社は、共有代表回線の契約者から請求があったときは、(7)の3のア及びソ並びに本欄のサ及びシの規定により適用する定額通信料（(7)の5に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引の適用又は(7)の6に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の割引の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額）及びツの規定により適用するFOMAデータ通信料の合算額に係る債務を、共有代表回線及び共有対象回線（Xiコピキタス及びFOMACoピキタスに係るものを除きます。）の数に応じて、当社が定める方法により均等に分割して請求（以下この欄において「分割請求」といいます。）します。</p> <p>ノ (略)</p>																						
<p>(7)の5 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割）の適用</p>	<p>ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているFOMAに係る定額通信料について、当該料金月のそのFOMA契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。</p> <p>ただし、契約者が第23条の16（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) シングルパックに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="421 1161 1093 1359"> <thead> <tr> <th rowspan="2">経過期間</th> <th colspan="2">定額料の減額（月額）</th> </tr> <tr> <th>データSパック（小容量）</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48か月超え96か月まで</td> <td>—</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>96か月超え120か月まで</td> <td>—</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	経過期間	定額料の減額（月額）		データSパック（小容量）	(略)	48か月超え96か月まで	—	(略)	96か月超え120か月まで	—	(略)	<p>(8)の4 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割）の適用</p>	<p>ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているFOMAに係る定額通信料について、当該料金月のそのFOMA契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。</p> <p>ただし、契約者が第23条の16（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) シングルパック又はらくらくパックに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1460 1161 2123 1359"> <thead> <tr> <th rowspan="2">経過期間</th> <th colspan="2">定額料の減額（月額）</th> </tr> <tr> <th>データSパック（小容量）又はらくらくパック</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48か月超え96か月まで</td> <td>—</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>96か月超え120か月まで</td> <td>—</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	経過期間	定額料の減額（月額）		データSパック（小容量）又はらくらくパック	(略)	48か月超え96か月まで	—	(略)	96か月超え120か月まで	—	(略)
経過期間	定額料の減額（月額）																								
	データSパック（小容量）	(略)																							
48か月超え96か月まで	—	(略)																							
96か月超え120か月まで	—	(略)																							
経過期間	定額料の減額（月額）																								
	データSパック（小容量）又はらくらくパック	(略)																							
48か月超え96か月まで	—	(略)																							
96か月超え120か月まで	—	(略)																							

	<table border="1"> <tr> <td>月まで</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>120か月超え180か月まで</td> <td>—</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>180か月超</td> <td>600円</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	月まで			120か月超え180か月まで	—	(略)	180か月超	600円	(略)
月まで										
120か月超え180か月まで	—	(略)								
180か月超	600円	(略)								
	イ～エ (略)									
(7)の6 データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用	<p>ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(7)の3に規定するものをいい、データSパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているFOMAが、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するFOMAが特定Xi等（IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定Xi等に係るIP通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、IP通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。</p> <p>ただし、本割引は、1の対象契約につき1のXi又はFOMAに限り適用します。</p> <p>表 (略)</p> <p>イ～キ (略)</p>									
(7)の7 特定Xi等におけるデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引（光複数割）の適用	<p>ア 当社は、1の共有回線群（(7)の4に規定するものをいいます。）に係る特定Xi等（IP通信網サービス契約約款に定めるものをいい、特定Xi等に係るIP通信網契約の契約者回線の基本料の料金種別がドコモ光ミニ戸建単独タイプ／東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ／西の場合を除きます。以下この欄において同じとします。）の数が2以上あるときは、2を超える特定Xi等の数1ごとに、次表に定める割引額をその特定Xi等に係る共有回線群のデータ定額パック（(7)の3に規定するものをいい、シングルパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の定額通信料に適用します。</p> <p>ただし、その定額通信料が、(7)の5のAに定める定額通信料の月極割引の適用額、(7)の6のAに定める定額通信料の割引額及びAに定める定額通信料の割引額の合計額に満たないときは、その額を控除した額を適用します。</p> <p>表 (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p>									
(略)	(略)									

2 料金額 (略)

	<table border="1"> <tr> <td>月まで</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>120か月超え180か月まで</td> <td>—</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>180か月超</td> <td>600円</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	月まで			120か月超え180か月まで	—	(略)	180か月超	600円	(略)
月まで										
120か月超え180か月まで	—	(略)								
180か月超	600円	(略)								
	イ～エ (略)									
(8)の5 特定Xi等におけるデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引（光複数割）の適用	<p>ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(7)の3に規定するものをいい、らくらくパック及びデータSパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているFOMAが、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するFOMAが特定Xi等（IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定Xi等に係るIP通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、IP通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。</p> <p>ただし、本割引は、1の対象契約につき1のXi又はFOMAに限り適用します。</p> <p>表 (略)</p> <p>イ～キ (略)</p>									
(7)の7 特定Xi等におけるデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引（光複数割）の適用	<p>ア 当社は、1の共有回線群（(7)の4に規定するものをいいます。）に係る特定Xi等（IP通信網サービス契約約款に定めるものをいい、特定Xi等に係るIP通信網契約の契約者回線の基本料の料金種別がドコモ光ミニ戸建単独タイプ／東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ／西の場合を除きます。以下この欄において同じとします。）の数が2以上あるときは、2を超える特定Xi等の数1ごとに、次表に定める割引額をその特定Xi等に係る共有回線群のデータ定額パック（(7)の3に規定するものをいい、らくらくパック及びシングルパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の定額通信料に適用します。</p> <p>ただし、その定額通信料が、(7)の5のAに定める定額通信料の月極割引の適用額、(7)の6のAに定める定額通信料の割引額及びAに定める定額通信料の割引額の合計額に満たないときは、その額を控除した額を適用します。</p> <p>表 (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p>									
(略)	(略)									

2 料金額 (略)

第4～第7 (略)

第2表 (略)

第3表 番号案内料等

1 (略)

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 250 円 (税込額 270 円)
(略)	(略)	(略)

第4表～第7表 (略)

別表1 (略)

第4～第7 (略)

第2表 (略)

第3表 番号案内料等

1 (略)

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 200 円 (税込額 216 円)
(略)	(略)	(略)

第4表～第7表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～29 (略)	(略)
<p>30 遠隔管理機能 (あんしんマネージャー)</p> <p>(1) 基本機能</p> <p>当社のインターネットホームページ等から、次のア又はイに定める機能のうち、契約者が選択した機能に係る操作を行うことができる機能をいいます。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ この機能を利用している契約者 (タイプBを選択している者に限ります。) は、次に定める機能を利用することができます。</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>(ク) 位置情報探索機能</p> <p><u>契約者回線に接続されている端末設備 (当社が別に定めるものに限ります。) の位置情報 (その端末設備の所在に係る緯度及び経度等の情報) を受信できるようにする機能をいいます。</u></p> <p>ウ この機能を利用している契約者 (タイプCを選択している者に限ります。) は、次に定める機能を利用することができます。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 位置情報探索機能</p> <p><u>契約者回線に接続されている端末設備 (当社が別に定めるものに限ります。) の位置情報 (その端末設備の所在に係る緯度及び経度等の情報) を受信できるようにする機能をいいます。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1)～(20) (略)</p> <p>(注) (略)</p>

別表3～別表8 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～29 (略)	(略)
<p>30 遠隔管理機能 (あんしんマネージャー)</p> <p>(1) 基本機能</p> <p>当社のインターネットホームページ等から、次のア又はイに定める機能のうち、契約者が選択した機能に係る操作を行うことができる機能をいいます。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ この機能を利用している契約者 (タイプBを選択している者に限ります。) は、次に定める機能を利用することができます。</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>ウ この機能を利用している契約者 (タイプCを選択している者に限ります。) は、次に定める機能を利用することができます。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1)～(20) (略)</p> <p>(注) (略)</p>

別表3～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ア フ リ カ 地 方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ケニア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Telkom Kenya Limited	7	-	A ● III	○	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 5 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

ア フ リ カ 地 方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ケニア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Telkom Kenya Limited	△7	-	△A △● △III	△	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 4 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則（平成 29 年 3 月 24 日経企第 1896 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、遠隔管理機能に関する部分は平成 29 年 3 月 31 日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（らくらくパックに関する経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているデータ定額パックに係るらくらくパック（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

（1）らくらくパックに関する定額通信料については、次表のとおりとします。

1 契約ごとに

区分	定額通信料 (月額)	定額上限データ量	上限回線数
らくらくパック	2,000 円 (2,160 円)	200 M B	二

（2）X i 契約（らくらくパックに係るものに限ります。）の解除と同時に新たに F O M A 契約を締結したときは、データSパック（小容量）を選択したものとみなして取扱います。

ただし、その契約者から、他のシングルパック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。

（3）（1）及び（2）以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（その他）

4 経企第 1427 号（平成 27 年 11 月 20 日）の附則第 3 項を次のように改めます。

3 削除

5 経企第 1579 号（平成 29 年 1 月 27 日）の附則第 3 項から第 5 項を次のように改めます。

3 削除

4 削除

5 削除

6 経企第 1240 号（平成 28 年 11 月 22 日）の附則第 4 項中「平成 29 年 3 月 31 日」を「平成 29 年 9 月 30 日」に改めます。

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第1章～第8章 (略)

料金表
通則 (略)

第1表

第1 通信料

1 適用

2 料金額

2-1 2-2以外のもの

2-1-1 通話モードに係るもの

料金種別	料 金 額					
	右欄以外の通話		ワイドスター通信サービス契約約款に規定するワイドスター通信サービスの契約者回線からの通話			専用回線等接続サービス契約約款に規定する専用回線等に係る接続点からの通話
	30秒までごとに次の料金額					
平日 昼間	その他	平日 昼間	その他	30秒までごとに次の料金額		
国際通話料	通話先区分 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
インマルサット 衛星携帯電話	200円	200円	200円	200円	120円	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

第1章～第8章 (略)

料金表
通則 (略)

第1表

第1 通信料

1 (略)

2 料金額

2-1 2-2以外のもの

2-1-1 通話モードに係るもの

料金種別	料 金 額					
	右欄以外の通話		ワイドスター通信サービス契約約款に規定するワイドスター通信サービスの契約者回線からの通話			専用回線等接続サービス契約約款に規定する専用回線等に係る接続点からの通話
	30秒までごとに次の料金額					
平日 昼間	その他	平日 昼間	その他	30秒までごとに次の料金額		
国際通話料	通話先区分 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
インマルサット B	250円	250円	250円	250円	180円	
インマルサット M	250円	250円	250円	250円	180円	
インマルサット ミニM	200円	200円	200円	200円	120円	
インマルサット Fleet	200円	200円	200円	200円	120円	
インマルサット M4	200円	200円	200円	200円	120円	
インマルサット B G A N	200円	200円	200円	200円	120円	
I s a t P h o n e P r o	200円	200円	200円	200円	120円	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

2-1-2 (略)

2-2 (略)

第2表 (略)

別表 取扱地域

1 通話モードに係るもの

通話先区分		取 扱 地 域
(略)	(略)	(略)
インマルサット移動 地球局		インマルサット衛星携帯電話
(略)		(略)

2 (略)

附 則 (平成 29 年 3 月 24 日経企第 1896 号)

この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

2-1-2 (略)

2-2 (略)

第2表 (略)

別表 取扱地域

1 通話モードに係るもの

通話先区分		取 扱 地 域
(略)	(略)	(略)
インマルサット移動 地球局		インマルサットB、インマルサットM、インマルサットミニM、インマルサット Fleet、インマルサットM 4、インマルサットB G A N
(略)		(略)

2 (略)

ワ イ ド ス タ - 通 信 サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																		
<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表～第2表 (略)</p> <p>第3表 番号案内料等 1 (略)</p> <p>2 料金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">単 位</th> <th style="width: 50%;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>番号案内料</td> <td>1 電話番号等ごとに</td> <td>税抜額 250 円 (税込額 270 円)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4表～第5表 (略)</p> <p>別表1～別表8 (略)</p> <p style="margin-top: 20px;">附 則 (平成 29 年 3 月 24 日経企第 1896 号) この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。</p>	区 分	単 位	料 金 額	番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 250 円 (税込額 270 円)	(略)	(略)	(略)	<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略) 通則 (略)</p> <p>第1表～第2表 (略)</p> <p>第3表 番号案内料等 1 (略)</p> <p>2 料金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">単 位</th> <th style="width: 50%;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>番号案内料</td> <td>1 電話番号等ごとに</td> <td>税抜額 200 円 (税込額 216 円)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4表～第5表 (略)</p> <p>別表1～別表8 (略)</p>	区 分	単 位	料 金 額	番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 200 円 (税込額 216 円)	(略)	(略)	(略)
区 分	単 位	料 金 額																	
番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 250 円 (税込額 270 円)																	
(略)	(略)	(略)																	
区 分	単 位	料 金 額																	
番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 200 円 (税込額 216 円)																	
(略)	(略)	(略)																	

無 線 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																																																
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～6 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7 無線 I P 契約</td> <td>当社から無線 I P 通信網サービス (国際無線 I P 及び無線 I P プリペイドを除きます。) の提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td>8～10 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>11 無線 I P プリペイド</td> <td>無線 I P 通信網サービスであって、当社が前払いされた料金額に応じた期間において無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供するもの</td> </tr> <tr> <td>12 無線 I P プリペイド契約</td> <td>当社から無線 I P プリペイドの提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td>13 無線 I P プリペイド契約者</td> <td>当社と無線 I P プリペイド契約を締結している者</td> </tr> <tr> <td>14 契約者</td> <td>一般契約者、国際無線 I P 契約者又は無線 I P プリペイド契約者</td> </tr> <tr> <td>15～24 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 無線 I P 通信網サービスの提供等</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(無線 I P 通信網サービスの種類)</p> <p>第4条の2 無線 I P 通信網サービスには、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無線 I P</td> <td>無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する無線 I P 通信網サービスであって、国際無線 I P 以外のもの</td> </tr> <tr> <td>国際無線 I P</td> <td>別表 5 に定める外国の電気通信事業者が提供する無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する無線 I P 通信網サービス</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5条 (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～6 (略)	(略)	7 無線 I P 契約	当社から無線 I P 通信網サービス (国際無線 I P 及び無線 I P プリペイドを除きます。) の提供を受けるための契約	8～10 (略)	(略)	11 無線 I P プリペイド	無線 I P 通信網サービスであって、当社が前払いされた料金額に応じた期間において無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供するもの	12 無線 I P プリペイド契約	当社から無線 I P プリペイドの提供を受けるための契約	13 無線 I P プリペイド契約者	当社と無線 I P プリペイド契約を締結している者	14 契約者	一般契約者、国際無線 I P 契約者又は無線 I P プリペイド契約者	15～24 (略)	(略)	種 類	内 容	無線 I P	無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する無線 I P 通信網サービスであって、国際無線 I P 以外のもの	国際無線 I P	別表 5 に定める外国の電気通信事業者が提供する無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する無線 I P 通信網サービス	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～6 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7 無線 I P 契約</td> <td>当社から無線 I P 通信網サービス (国際無線 I P を除きます。) の提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td>8～10 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 契約者</td> <td>一般契約者又は国際無線 I P 契約者</td> </tr> <tr> <td>12～21 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 無線 I P 通信網サービスの提供等</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(無線 I P 通信網サービスの種類)</p> <p>第4条の2 無線 I P 通信網サービスには、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無線 I P</td> <td>無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する無線 I P 通信網サービスであって、国際無線 I P 以外のもの</td> </tr> <tr> <td>国際無線 I P</td> <td>別表 5 に定める外国の電気通信事業者が提供する無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する無線 I P 通信網サービス</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5条 (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～6 (略)	(略)	7 無線 I P 契約	当社から無線 I P 通信網サービス (国際無線 I P を除きます。) の提供を受けるための契約	8～10 (略)	(略)							11 契約者	一般契約者又は国際無線 I P 契約者	12～21 (略)	(略)	種 類	内 容	無線 I P	無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する無線 I P 通信網サービスであって、国際無線 I P 以外のもの	国際無線 I P	別表 5 に定める外国の電気通信事業者が提供する無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する無線 I P 通信網サービス
用 語	用 語 の 意 味																																																
1～6 (略)	(略)																																																
7 無線 I P 契約	当社から無線 I P 通信網サービス (国際無線 I P 及び無線 I P プリペイドを除きます。) の提供を受けるための契約																																																
8～10 (略)	(略)																																																
11 無線 I P プリペイド	無線 I P 通信網サービスであって、当社が前払いされた料金額に応じた期間において無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供するもの																																																
12 無線 I P プリペイド契約	当社から無線 I P プリペイドの提供を受けるための契約																																																
13 無線 I P プリペイド契約者	当社と無線 I P プリペイド契約を締結している者																																																
14 契約者	一般契約者、国際無線 I P 契約者又は無線 I P プリペイド契約者																																																
15～24 (略)	(略)																																																
種 類	内 容																																																
無線 I P	無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する無線 I P 通信網サービスであって、国際無線 I P 以外のもの																																																
国際無線 I P	別表 5 に定める外国の電気通信事業者が提供する無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する無線 I P 通信網サービス																																																
用 語	用 語 の 意 味																																																
1～6 (略)	(略)																																																
7 無線 I P 契約	当社から無線 I P 通信網サービス (国際無線 I P を除きます。) の提供を受けるための契約																																																
8～10 (略)	(略)																																																
11 契約者	一般契約者又は国際無線 I P 契約者																																																
12～21 (略)	(略)																																																
種 類	内 容																																																
無線 I P	無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する無線 I P 通信網サービスであって、国際無線 I P 以外のもの																																																
国際無線 I P	別表 5 に定める外国の電気通信事業者が提供する無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する無線 I P 通信網サービス																																																

第3章 無線 I P 契約

第6条～第8条 (略)

(無線 I P 契約申込の承諾)

第9条 当社は、無線 I P 契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 (略)

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 無線 I P 契約の申込みをした者が無線 I P の料金その他の債務（この約款に規定する料金又は割増金等の料金以外の債務をいい、第35条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第35条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含みます。以下第17条、第17条の6及び第43条において同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2)～(4) (略)

4 (略)

第10条～第14条 (略)

第3章の2 (略)

第3章の3 無線 I P プリペイド契約

(契約の単位)

第17条の4 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の無線 I P プリペイド契約を締結します。この場合、無線 I P プリペイド契約者は、1の無線 I P プリペイド契約につき1人に限ります。

(無線 I P プリペイド契約申込の方法)

第17条の5 無線 I P プリペイド契約の申込みをするときは、当社が別に定める方法により、契約事務を行う無線 I P 通信網サービス取扱所に申し出ていただきます。

2 無線 I P プリペイド契約の申込みをするときは、無線 I P プリペイドの契約者回線との間の通信（当社が別に定めるものを除きます。）が可能である期間（以下「利用可能期間」といいます。）をあらかじめ選択していただきます。この場合において、利用可能期間は次表のとおりとなります。

1の契約ごとに

区 分	利用可能期間
1日プラン	24時間
1週間プラン	168時間
3週間プラン	504時間

3 無線 I P プリペイド契約者は、無線 I P プリペイドの利用可能期間が終了したときは、利用可能期間の更新を請求することができません。

(無線 I P プリペイド契約申込の承諾)

第17条の6 当社は、無線 I P プリペイド契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 無線 I P プリペイド契約の申込みをした者が無線 I P プリペイドの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 無線 I P プリペイド契約の申込みをした者が、第23条（利用停止）第1項各号のいずれかに該当し、無線 I P プリペイドの利用を停止されている、又は無線 I P プリペイド契約の解除を受けたことがあるとき。

第3章 無線 I P 契約

第6条～第8条 (略)

(無線 I P 契約申込の承諾)

第9条 当社は、無線 I P 契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 (略)

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 無線 I P 契約の申込みをした者が無線 I P の料金その他の債務（この約款に規定する料金又は割増金等の料金以外の債務をいい、第35条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第35条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含みます。以下第17条及び第43条において同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2)～(4) (略)

4 (略)

第10条～第14条 (略)

第3章の2 (略)

(3) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(当社が行う無線 I P プリペイド契約の解除)

第 17 条の 7 当社は、無線 I P プリペイドの利用可能期間が終了した場合は、その契約を解除します。

2 当社は、無線 I P プリペイド契約者が、無線 I P プリペイド契約の申込の承諾を受けた日から起算して 150 日までの間に利用開始認証（当社が別に定める方法により無線 I P プリペイドを利用した通信の新たな利用を開始する際に行う認証をいいます。以下同じとします。）を行わなかったときは、その契約を解除します。

3 前項の規定にかかわらず、無線 I P プリペイド契約者が、当社が別に定める方法により、当社と提携して無線 I P プリペイドを提供する事業者（以下「プリペイド提携事業者」といいます。）を経由して料金の支払い等を行う場合であって、当社がプリペイド提携事業者に契約者識別番号を通知した日から起算して 150 日までの間に利用開始認証を行わなかったときは、その契約を解除します。

4 当社は、第 23 条（利用停止）第 1 項の規定により無線 I P プリペイドの利用を停止された無線 I P プリペイド契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その無線 I P プリペイド契約を解除することがあります。

5 当社は、無線 I P プリペイド契約者が第 23 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、無線 I P プリペイドの利用停止をしないでその無線 I P プリペイド契約を解除することがあります。

6 当社は、前 2 項の規定により、その無線 I P プリペイド契約を解除しようとするときは、あらかじめ無線 I P プリペイド契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第 17 条の 8 契約者識別番号の取扱いについては、無線 I P 契約の場合に準ずるものとします。

第 4 章～第 5 章 （略）

第 6 章 通信

第 24 条～第 25 条 （略）

(無線 I P プリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間)

第 25 条の 2 利用可能期間は、無線 I P プリペイド契約者が、利用開始認証（第 17 条の 7（当社が行う無線 I P プリペイド契約の解除）に規定するものをいいます。）を完了した時刻から起算します。

第 26 条～第 26 条の 2 （略）

第 4 章～第 5 章 （略）

第 6 章 通信

第 24 条～第 25 条 （略）

第 26 条～第 26 条の 2 （略）

第7章 料金等

第27条 (略)

(定額利用料の支払義務)

第28条 無線 I P 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日を含む暦月から起算して、契約の解除があった日を含む暦月までの期間（提供を開始した暦月と解除があった暦月が同一の暦月である場合は、1か月間とします。）について、料金表第1（定額利用料）に規定する定額利用料の支払いを要します。

2 無線 I P プリペイド契約者は、無線 I P プリペイド契約の申込みの承諾を受けたときは、料金表第1（定額利用料）に規定する定額利用料の支払いを要します。

3 第1項の規定にかかわらず、タイプAに係る無線 I P 契約を新たに締結したとき、又はタイプBに係る無線 I P 契約締結の際に指定する1のX i 等が、最初の指定であると当社が確認したときは、その無線 I P 契約について、その無線 I P 契約の締結があった日を含む暦月の定額通信料の支払いを要しません。

ただし、その無線 I P 契約の締結があった日を含む暦月に、その無線 I P 契約の解除があったときはこの限りではありません。

4 第1項の期間又は利用可能期間（第17条の5（無線 I P プリペイド契約申込の方法）に規定するものをいいます。）において、利用停止等により無線 I P を利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止があったときは、無線 I P 契約者又は無線 I P プリペイド契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、無線 I P 契約者又は無線 I P プリペイド契約者は、次の場合を除き、無線 I P を利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、その無線 I P を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（第22条（利用中止）第3項に規定する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその無線 I P 契約又は無線 I P プリペイド契約に係る無線 I P についての料金

5 (略)

第29条～第31条 (略)

第32条～第33条 (略)

(延滞利息)

第34条 契約者（無線 I P プリペイド契約者を除きます。）は、料金その他の債務（第35条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第35条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けている無線 I P 契約及び国際無線 I P 契約について、契約者がある無線 I P 契約及び国際無線 I P 契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、その無線 I P 契約及び国際無線 I P 契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。

第35条～第36条 (略)

第8章～第10章 (略)

第7章 料金等

第27条 (略)

(定額利用料の支払義務)

第28条 無線 I P 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日を含む暦月から起算して、契約の解除があった日を含む暦月までの期間（提供を開始した暦月と解除があった暦月が同一の暦月である場合は、1か月間とします。）について、料金表第1（定額利用料）に規定する定額利用料の支払いを要します。

2 前項の規定にかかわらず、タイプAに係る無線 I P 契約を新たに締結したとき、又はタイプBに係る無線 I P 契約締結の際に指定する1のX i 等が、最初の指定であると当社が確認したときは、その無線 I P 契約について、その無線 I P 契約の締結があった日を含む暦月の定額通信料の支払いを要しません。

ただし、その無線 I P 契約の締結があった日を含む暦月に、その無線 I P 契約の解除があったときはこの限りではありません。

3 前2項の期間において、利用停止等により無線 I P を利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止があったときは、無線 I P 契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、無線 I P 契約者は、次の場合を除き、無線 I P を利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、その無線 I P を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（第22条（利用中止）第3項に規定する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその無線 I P 契約に係る無線 I P についての料金

4 (略)

第29条～第31条 (略)

第32条～第33条 (略)

(延滞利息)

第34条 契約者は、料金その他の債務（第35条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第35条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けている無線 I P 契約及び国際無線 I P 契約について、契約者がある無線 I P 契約及び国際無線 I P 契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、その無線 I P 契約及び国際無線 I P 契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。

第35条～第36条 (略)

第8章～第10章 (略)

第 11 章 その他のサービス

第 54 条 (略)

(支払証明書等の発行)

第 55 条 当社は、契約者等（無線 I P プリペイド契約者及び第 35 条（債権の譲渡等）の規定により、当社がその債権を譲渡した無線 I P 通信網サービスに係る者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その無線 I P 通信網サービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

2 当社は、契約者（無線 I P プリペイド契約者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その無線 I P 契約に係る預託金が当社に預け入れられている旨の証明書（以下「預託金預り証明書」といいます。）を発行します。

3 契約者等は、前 2 項の請求をし、その支払証明書等（支払証明書及び預託金預り証明書をいいます。以下同じとします。）の発行を受けたときは、料金表第 7 に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

(注) 契約者は、本条の規定によるほか、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 25 条に基づく個人情報の開示に関する請求を行うことができます。この場合において、契約者は当社が定める開示に関する手数料の支払いを要します。

第 56 条 (略)

第 11 章 その他のサービス

第 54 条 (略)

(支払証明書等の発行)

第 55 条 当社は、契約者等（第 35 条（債権の譲渡等）の規定により、当社がその債権を譲渡した無線 I P 通信網サービスに係る者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その無線 I P 通信網サービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

2 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その無線 I P 契約に係る預託金が当社に預け入れられている旨の証明書（以下「預託金預り証明書」といいます。）を発行します。

3 契約者等は、前 2 項の請求をし、その支払証明書等（支払証明書及び預託金預り証明書をいいます。以下同じとします。）の発行を受けたときは、料金表第 7 に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

(注) 本条の規定によるほか、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 25 条に基づく個人情報の開示に関する請求を行うことができます。この場合において、契約者は当社が定める開示に関する手数料の支払いを要します。

第 56 条 (略)

料金表
通則

- 1 (略)
 - 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、定額利用料（無線 I P プリペイドの契約者回線との間の通信に関する料金を除きます。）又は通信料は暦月に従って計算します。
 - 3～8 (略)
(料金の支払い)
 - 9 契約者は、料金（無線 I P プリペイドの契約者回線との間の通信に関する料金を除きます。）について、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金（第 35 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定する無線 I P 通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
 - 10 (略)
- 11～13 (略)
- (注) 当社は、第 13 項の規定により料金の減免を行ったときは、関係の無線 I P 通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

料金表
通則

- 1 (略)
 - 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、定額利用料又は通信料は暦月に従って計算します。
- 3～8 (略)
(料金の支払い)
- 9 契約者は、料金について、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金（第 35 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定する無線 I P 通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
 - 10 (略)
 - 11 契約者は、無線 I P 通信網サービスに係る料金等が X i サービス等の料金等に一括して請求されている場合であって、その X i サービス等に関する料金等について、X i サービス契約約款等に定めるところによりプリペイドカード（FOMA サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）を利用して支払いを行っているときは、その無線 I P 通信網サービスに係る料金等をそのプリペイドカードにより支払うことができます。
 - 12 プリペイドカードによる料金等の支払いに関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。
- 13～15 (略)
- (注) 当社は、第 15 項の規定により料金の減免を行ったときは、関係の無線 I P 通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1 定額利用料

1 適用

定額利用料の適用	
(1) 無線 I Pの種類	無線 I Pの適用の区分には、タイプ A、タイプ B 及び無線 I P プリペイドがあります。
(2) 無線 I P プリペイドにおける定額利用料の適用	無線 I P プリペイドの通信に関する料金については、第 17 条の 5（無線 I P プリペイド契約申込みの方法）の規定により選択した利用可能期間に応じて、2（料金額）に規定する額を適用します。

2 料金額

2-1 2-2 以外

表略

2-2 無線 I P プリペイドに係るもの

1の利用可能期間ごとに

区 分		料 金 額 (月額)	
無線 I P	無線 I P プリペイド	1日プラン	税抜額 360 円 (税込額 388 円)
		1週間プラン	税抜額 900 円 (税込額 972 円)
		3週間プラン	税抜額 1,300 円 (税込額 1,404 円)

第2 (略)

別表 1～別表 5 (略)

附 則 (平成 29 年 3 月 24 日経企第 1896 号)
この改正規定は平成 29 年 3 月 30 日から実施します。

第1 定額利用料

1 適用

定額利用料の適用	
無線 I Pの種類	無線 I Pの適用の区分には、タイプ Aとタイプ Bがあります。

2 料金額

表略

第2 (略)

別表 1～別表 5 (略)

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第15章（略）

料金表

通則（略）

第1表～第4表（略）

第5表 番号案内料

1（略）

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
番号案内料	1電話番号等ごとに	税抜額 250円 (税込額 270円)

別表1～別表6（略）

附 則（平成29年3月24日経企第1896号）

この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。

[現 行]

第1章～第15章（略）

料金表

通則（略）

第1表～第4表（略）

第3表 番号案内料等

1（略）

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
番号案内料	1電話番号等ごとに	税抜額 200円 (税込額 216円)

別表1～別表6（略）